

令和4年2月3日
資料提供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

令和4年2月3日に新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：岸田総理大臣）により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に和歌山県が追加されたことなどから、別紙のとおり県民の皆様へのお願いを変更します。

なお、本県のまん延防止等重点措置区域追加に伴い、飲食店等に対する営業時間の短縮要請等を行うこととなりました。（詳細は別途資料提供を行っています。）

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（1月25日）】	【県民の皆様へのお願い（2月3日）】
(新設)	飲食店の営業時間は、 認証店は、午後9時まで・酒類提供可又は午後8時まで・酒類提供終日自粛 非認証店は、午後8時まで・酒類提供終日自粛 ※令和4年2月5日から令和4年2月27日まで
(新設)	飲食の際は、 <u>同一グループ同一テーブルでの使用は4人まで</u> ※ <u>認証店のうち県に登録された店舗における対象者全員検査を受けた者（PCR検査等により陰性が確認された者）は除く</u>
不要不急の外出を控える	不要不急の外出を控える 営業時間の変更を要請した時間以降、 <u>飲食店にみだりに出入りしない</u> <u>混雑した場所や感染リスクが高い場所へ行かない</u> <u>感染対策が徹底されていない飲食店等を利用しない</u>
<u>まん延防止等重点措置区域</u> への不要不急の外出は控える ※対象者全員検査を受けた者（ <u>PCR検査等により陰性が確認された者</u> ）は除く ※ <u>北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県において各都道府県が定める区域</u>	<u>他の都道府県</u> への不要不急の外出は控える ※対象者全員検査を受けた者は除く
(新設)	<u>施設管理者は、入場者の整理や利用者の適切な距離の確保を実施</u>
ワクチン接種済みでも気を緩めず <u>に</u>	ワクチン接種済みでも気を緩めず、引き続きマスク着用等を徹底
<u>ワクチン接種後も</u> 引き続きマスク着用等を徹底	底